

予約申請用

書類提出期限：令和元年10月31日(木)

令和2年度

和歌山県修学奨励金貸与制度
奨学金を希望する皆さまへ

奨学生募集要項



和歌山県では、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程。以下同じ。）に進学後、奨学金を希望する方を対象に、奨学金の予約募集を行います。

修学奨励金（奨学金）貸与制度

本制度は、経済的理由により、高等学校等での修学が困難な生徒に対し、その修学に要する経費の一部を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とします。（貸与を受けた生徒のことを、以下、「奨学生」と表記します。）

貸与された奨学金については、卒業後、または貸与期間終了後10年以内に返還しなければなりませんので、奨学金の貸与を希望する方は、本要項をよく読み、保護者の方とよく相談の上申請してください。

また、奨学生になったときは、奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で学業に励んでください。

和歌山県教育委員会

特設ページ

※本ページは4～5ページ「予約申請書の書き方（記入例）」と連動しています。

所得の種類	収入年額計算表	備考 (※収入年額計算表に基づき計算した後の金額が、確定申告書に記載の収入金額を上回った場合、当該収入金額を収入年額として申請書に御記入ください。)																																				
営業等	用いる	営業等所得の所得金額を収入年額に換算してください。																																				
農業	用いる	農業所得の所得金額を収入年額に換算してください。																																				
不動産	用いる	不動産所得の所得金額を収入年額に換算してください。																																				
利子	用いない	利子所得の収入金額をそのまま申請書に御記入ください。																																				
配当	(備考参照)	○必要経費がある場合（収入金額が所得金額より大きい場合） →所得金額を収入金額に換算してください。 ○必要経費がない場合（収入金額と所得金額が同じ場合） →収入金額をそのまま申請書に御記入ください。																																				
雑所得のうち「公的年金等」	用いない	公的年金等の収入年額をそのまま申請書に御記入ください。																																				
雑所得のうち「その他」	(備考参照)	<p>○公的年金等の収入金額に記載がある場合 →①下表「公的年金等に係る雑所得の速算表(平成17年分以後)」(国税庁HPより)を用いて、公的年金等の収入金額を所得金額に換算してください。②公的年金等の所得金額を「雑」の所得金額から差し引き、「その他」の所得金額を算出してください。③「その他」の所得金額が収入金額より小さい場合は、収入年額計算表を用いて、「その他」の所得金額を収入年額に換算してください。反対に、同じであれば、当該表は用いず、「その他」と「公的年金等」の収入金額を合算した値を申請書に御記入ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">年金を受け取る人の年齢</th> <th style="width: 40%;">(a)公的年金等の収入金額の合計額</th> <th style="width: 10%;">(b)割合</th> <th style="width: 30%;">(c)控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">65歳未満</td> <td>(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>700,001円～1,299,999円</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: right;">700,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～4,099,999円</td> <td style="text-align: center;">75%</td> <td style="text-align: right;">375,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td style="text-align: center;">85%</td> <td style="text-align: right;">785,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～</td> <td style="text-align: center;">95%</td> <td style="text-align: right;">1,555,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">65歳以上</td> <td>(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～3,299,999円</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: right;">1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～4,099,999円</td> <td style="text-align: center;">75%</td> <td style="text-align: right;">375,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td style="text-align: center;">85%</td> <td style="text-align: right;">785,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～</td> <td style="text-align: center;">95%</td> <td style="text-align: right;">1,555,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin-left: 20px;">公的年金等に係る雑所得の金額=(a)×(b)-(c)</p> <p>○公的年金等の収入金額に記載がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎「その他」の所得金額が収入金額より小さい場合 →収入年額計算表を用いて、「その他」の所得金額を収入年額に換算してください。 ◎「その他」の所得金額と収入金額が同じ場合 →収入年額計算表は用いず、「その他」の収入金額をそのまま申請書に御記入ください。 	年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額	65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)			700,001円～1,299,999円	100%	700,000円	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	7,700,000円～	95%	1,555,000円	65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)			1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円	3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円	7,700,000円～	95%	1,555,000円
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額																																			
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)																																					
	700,001円～1,299,999円	100%	700,000円																																			
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円																																			
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円																																			
	7,700,000円～	95%	1,555,000円																																			
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)																																					
	1,200,001円～3,299,999円	100%	1,200,000円																																			
	3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円																																			
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円																																			
	7,700,000円～	95%	1,555,000円																																			
総合譲渡(短期・長期)	用いる	総合譲渡(短期・長期)所得の所得金額を収入年額に換算してください。																																				
一時	用いる	一時所得の所得金額を収入年額に換算してください。																																				

貸与を受けるには

1 貸与対象者

次の全てに該当する者とします。

- (1) 中学校等（中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部）に在学又は卒業し、令和2年4月に高等学校等へ進学を希望する者であること。
- (2) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- (3) 世帯全員の年間収入額（税込）が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。（下表参照）

※4人世帯の場合（参考例）

世帯主が住所を有する市町村	年間収入額（税込）の上限
和歌山市	540万円
海南市 紀美野町 岩出市	500万円
橋本市 高野町	
有田市 湯浅町 御坊市 美浜町	
田辺市 白浜町	
新宮市 那智勝浦町 太地町 串本町	480万円
上記以外の市町村	

○上記はあくまで目安です。世帯の人数、事情等により増減します。

○給与所得者の年間収入額は、源泉徴収票等の支払金額等（税込）となり、給与所得者以外の場合は、確定申告書等の所得金額を別途計算式（本要項5ページ）で算出した金額となります。

(4) 次に掲げる学資金等の貸与を受けていないこと。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金
- ② 母子父子寡婦福祉資金の修学資金
- ③ 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金
- ④ 生活福祉資金貸付金の教育支援費

※いずれも月額貸与

いずれも
無利子
貸与

2 貸与額（月額）

	国公立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

3 貸与期間

貸与期間は、貸与を受ける者が在学する高等学校等の標準の修業年限となります。

4 申請期間

令和元年9月1日（水）～令和元年10月31日（水）

5 貸与の申請方法

(1) 申請時に必要な書類

① 予約申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（記入例4～5ページ）

② 住民票（原本、マイナンバー記載無）

本人及び本人と生計を同一にする世帯全員のものを出してください。

※「世帯全員」という記載があり、また、続柄等が省略されておらず、貸与申請書右上に記入する申請日の3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

③ 収入（所得）を証明するもの（申請日現在で最新のもの、マイナンバー記載無）

本人及び本人と生計を同一にする世帯全員のもの（但し、乳幼児及び就学者は除く）を出してください。

※「収入（所得）を証明するもの」とは原則、給与所得者の場合は源泉徴収票（原本）、給与所得者以外の場合は確定申告書（控）の写しを指します。以上を添付できない場合は、市町村発行の所得証明書（原本）等を添付してください。

※ 源泉徴収票に中途就・退職されている旨が記載されている場合、源泉徴収票の代わりに市町村発行の所得証明書（原本）を添付してください。また、手書きの源泉徴収票は会社印等支払者の押印が必要です。

※ 確定申告書（控）の写しには税務署等の受付印が必要です。電子申告の場合は、受付印の代わりに受付番号が印字されていることが必要です。これらが無い場合は、市町村発行の所得証明書（原本）を添付してください。

※ 収入がない方（但し、乳幼児及び就学者は除く）についても証明書類が必要です。市町村発行の所得証明書又は収入年額（0円等）の記載のある非課税（課税）証明書の原本を添付してください。

※ 老齢年金を受給されている方は、公的年金等の源泉徴収票（原本）、確定申告書（控）の写し、市町村発行の所得証明書（原本）のいずれかを添付してください。なお、遺族年金、児童扶養手当等の非課税の収入については、所得を証明する書類の提出は不要です。

※ 今年高等学校等を卒業したため、収入（所得）を証明するものの発行が困難な非就学者が同一生計の世帯にいる場合は、高等学校等の卒業証明書（原本）を提出してください。

④ 障害者手帳等の写し（障害のある方が同一生計の世帯にいる場合に提出してください。）

⑤ 賃貸契約書の写し（家賃を支払っている場合に提出してください。）

表紙を含む全ページの写しが必要です。また、家賃（共益費や駐車場代等を除く）の支払金額、契約者、建物の所在地、契約期間（平成30年11月～令和元年10月の期間の全て）等が確認できるものが必要です。

※ 領収書や銀行等発行の支払明細書、預金通帳の写しは不可です。

※ 住宅ローン等の支払いは住宅費加算の対象外です。

⑥ 提出書類等チェック表

(2) 申請書類等の提出先

○ 県内の中学校等に在学している場合…当該学校の奨学金事務担当者に提出してください。

○ 県外の中学校等に在学している場合…和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班まで御相談ください。

6

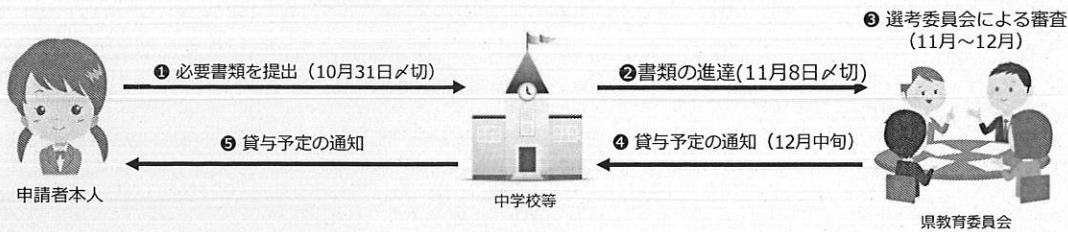
貸与の予定

和歌山県教育委員会(選考委員会)で貸与基準等に基づく審査の結果、適切であると認められるときは、貸与を予定する旨の決定を通知します。

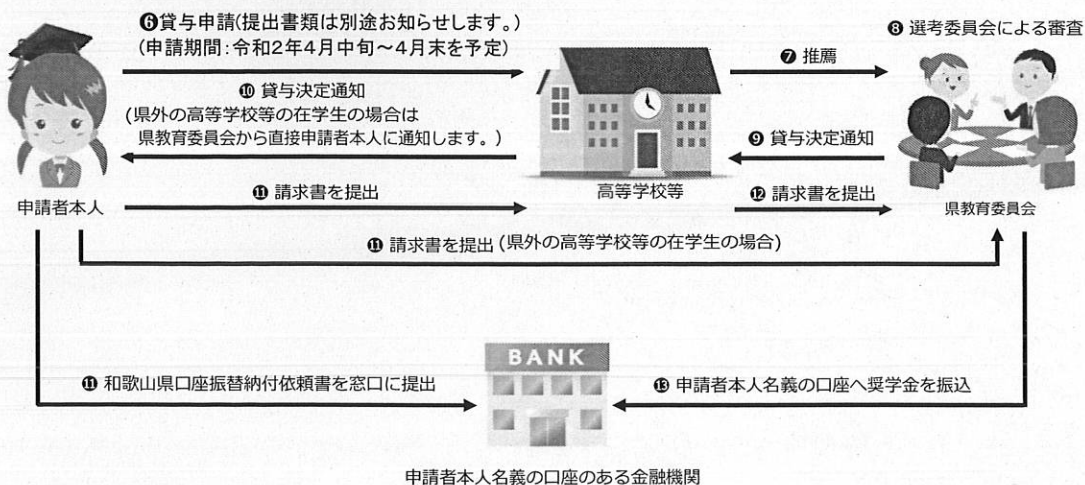
※ 高等学校等に入学後、再度貸与申請手続きが必要となりますので御注意ください。（令和2年4月中旬～末日を予定）

なお、当該手続き時には、連帯保証人（親権者又は後見人）が必要です。

第1段階（高等学校等へ入学する前の手続）



第2段階（高等学校等へ入学した後の手続）



奨学生になったら

1 貸与時期（予定）

1回目（4月～7月分）	2回目（8月～11月分）	3回目（12月～3月分）
7月中旬以降	11月末日	3月末日

2 貸与の停止

奨学生が、休学又は停学等になったときは、直ちにその旨を届け出なければなりません。
この場合、奨学金の貸与は一時的に停止することになります。

3 貸与の打ち切

奨学生が、貸与対象者の要件を満たさなくなったとき、又は貸与を受けることを辞退するときは、直ちにその旨を届け出なければなりません。この場合、奨学金の貸与は終了することになります。

4 貸与の取消

奨学生が、偽りその他の不正な手段により奨学金の貸与を受け、又は受けていたことが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与を受けた奨学金を一括で返還しなければなりません。

返還するには

1 返還方法

卒業や打ち切り、又は期間の満了により貸与が終了したときは、その月の翌月から6か月経過した後、貸与を受けた者及びその連帯保証人が貸与を受けた奨学金を返還しなければなりません。

返還方法は、月賦又は月賦・半年賦を併用した均等払い方式によりますが、一括して繰り上げて返還することもできます。なお、返還を怠ったときは年10.95%の延滞金が加算されますので、必ず納期限内に納入してください。

- (1) 返還期間 10年以内
- (2) 返還時期 毎月又は毎月と1月・7月

2 返還猶予

貸与を受けた者が、大学・専門学校等に在学している場合や病気その他の事由により返還が困難な場合は、申請することによって返還が猶予されることがあります。詳細は貸与終了時にお知らせします。

3 返還免除

貸与を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、申請することによって返還が免除されることがあります。

- (1) 死亡したとき
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき

【返還例】

（単位：円）

学校種別	貸与月額	借用期間	借用総額	返還方法	返還金額（月賦額）	回数	返還金額（半年賦額）	回数
公立学校 （自宅）	18,000	3年	648,000	月賦	5,400	120回		
				月賦・半年賦	5,000	60回	34,800	10回
公立学校 （自宅外）	23,000	3年	828,000	月賦	6,900	120回		
				月賦・半年賦	8,000	60回	34,800	10回
高等専門学校 公立（自宅）	18,000	5年	1,080,000	月賦	9,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	60回	48,000	10回
高等専門学校 公立（自宅外）	23,000	5年	1,380,000	月賦	11,500	120回		
				月賦・半年賦	15,000	60回	48,000	10回
私立学校 （自宅）	30,000	3年	1,080,000	月賦	9,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	60回	48,000	10回
私立学校 （自宅外）	35,000	3年	1,260,000	月賦	10,500	120回		
				月賦・半年賦	12,000	60回	54,000	10回
高等専門学校 私立（自宅）	30,000	5年	1,800,000	月賦	15,000	120回		
				月賦・半年賦	10,000	120回	30,000	20回
高等専門学校 私立（自宅外）	35,000	5年	2,100,000	月賦	17,500	120回		
				月賦・半年賦	10,000	120回	45,000	20回

予約申請書の書き方（記入例）

- ◆ 記入にあたっては、ペン又はボールペン（黒又は青色のどちらかで、消しゴムで消えないものに限ります）を御使用ください。
- ◆ 同じ用紙への押印に使用可能な印鑑は各人一個に限ります。
- ◆ 学校等の受付印は不要です。

① 記入年月日は、令和元年10月1日～10月31日の日付を御記入ください。

② 本人の氏名・住所等は必ず申請者本人が自署・押印してください。

③ 保護者等氏名は、保護者（父母又は父母に代わる人）を選び、氏名・住所等を必ず自署・押印してください。
※「父母に代わる人」とは、「未成年後見人」等の裁判所で認められている方を指します。

④ 「同一生計の家族」欄について

- 「就学者を除く家族」とは、申請者本人と生計を一にする家族のうち、申請者本人及び就学者を除く者全員を指します。
- 「就学者」とは、小・中・高校・高専・短大・大学・大学院・特別支援学校・専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者を指します。（乳幼児、専修学校の一般課程及び予備校等各種学校等、上記以外の学校に在学している者は「就学者を除く家族」欄に御記入ください。）
- 「年齢」については、申請時現在で御記入ください。

⑤ 「所得の種類」は次の区分に応じて御記入ください。

所得の種類	内容	主な職業
給与	官公庁、民間の会社、商店、病院、学校等に勤め、主として事務的・技術的又は管理的な仕事に従事している者	事務員、教員、工員、技師、警察官、運転手、販売員等
商・工業個人経営	商品の製造、加工、販売、サービスを提供する事業主	商店、工場経営、保険代理店、大工、理髪店、アパート経営、個人タクシー等
農・林・水産業	農業、林業、水産業に主として従事し、所得の大半を得ている者	農業、果樹、園芸、畜産、漁業、水産養殖業等
自由業	専門の技能、知識を内容とする仕事に従事する者	弁護士、公認会計士、税理士、画家、開業医、保険等外交員、生花、ピアノ教師等
その他	上記以外の者	職業スポーツ家、芸能人、内職者等
無職	職業のない者	失業者、年金・恩給・生活扶助受給者、家事手伝い等

※「自由業」には「給与所得」に該当する者は含まれません。
※「個人経営」は「営業等」に相当します。
※同一人で2種類以上あるときは、全て御記入ください。

⑥ 「収入年額」欄について

「就学者を除く家族」全員の平成30年1月～12月までの年間の収入金額を下の表に従い御記入ください。

給与所得	給与所得以外（老齢年金は下の注5を参照）
源泉徴収票の「支払金額」 又は 市町村発行の所得証明書の「給与収入額」	確定申告書（控）の「所得金額」又は市町村発行の所得証明書の「所得金額」を5ページの《収入年額計算表》のうちの該当する「収入年額計算式」にあてはめて計算した金額

- 注) 1 「給与所得」と「給与所得以外」の収入のある人は、それぞれの収入年額を御記入ください。（例 兼業農家等）
2 同一人で2種類以上の「給与所得」がある場合は、それぞれの「支払金額」又は「給与収入額」を合計した額を御記入ください。
3 同一人で2種類以上の「給与所得以外」の所得がある場合は、特設ページを参考に、それぞれの所得金額を収入年額に換算等し、そのあとにそれぞれの収入年額を合算し御記入ください。
4 「給与所得以外」の金額を《収入年額計算表》にあてはめて算出した金額がマイナスになる場合は、収入年額は「0」とみなしてください。
5 老齢年金受給分は、支払金額（収入金額・受給額）をそのまま記入してください。《収入年額計算表》にあてはめて計算する必要はありません。

別記第1号様式（第5条関係）

（おもて面）

予約申請書

奨学金

和歌山県教育委員会教育長 様

1 令和元年 10月 15日

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により予約申請します。

2 申請者氏名 修学 きい介

（申請者本人が、自署・押印してください。）

高等学校等へ進学後の通学区分を選んでください。

のみ御記入ください。

調査番号

在学学校名 和歌山県立 紀ノ梅 中学校 第3学年在籍

進学希望先 和歌山県立 紀州高等 自然科学 科

フリガナ シユウガク キイスケ

申請者氏名（自署） 修学 きい介 住所 和歌山県小松原通1-1

生年月日 平成16年 5月 3日生 通学区分 自宅

保護者等氏名（自署・押印） 修学 きい太郎 住所 和歌山県小松原通1-1

同一生計の家族	続柄	氏名	年齢	所得の種類		収入年額（税込）		
				給与所得	給与所得以外			
就学者を除く家族	父	修学 きい太郎	43	商業	円	5,050,000円		
	母	修学 きい子	40	給与	円	500,000円		
	姉	修学 きい奈	20	給与	円	700,000円		
	祖父	修学 きい衛門	75	年金	円	600,000円		
計					A	1,200,000円	B	5,650,000円
合計金額（給与所得+給与所得以外）					A+B	6,850,000円		
申請者を除く就学者	弟	修学 きい三郎	13	きのかわ義塾 中等部 1年生				
	(1) 世帯員に障害のある人がいる場合		続柄（祖父）氏名（修学 きい衛門）等級（1級 精神障害者手帳）					
	(2) 借家等の家賃を支払っている場合		(月額； 75,000)円					

(3) 母子家庭又は父子家庭の場合 母子家庭・父子家庭（いずれかを○で囲んでください。）

注) 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

（うらな）

10 奨学金を必要とする理由 両親は、個人商店を営んでいますが、売り上げが減少しており、生活に余裕がありません。私の進学により、さらに生活が苦しくなりますので、奨学金を希望します。

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。（親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。）

12 親権者氏名 修学 きい太郎 続柄 父
親権者氏名 修学 きい子 続柄 母
（親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。）
後見人氏名 続柄

13 学校名 和歌山県立紀州高等学校 学校長氏名 紀州 梅三郎

10 必ず申請者本人が、奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情等を、申請者本人の目線で御記入ください。

12 親権者氏名の欄は、親権者本人（2名いる場合は2名とも）が、必ず自署・押印してください。（印鑑も、おもて面で使用したものに限りません。）

11 訂正する場合は、訂正箇所二重線を引き、その上に訂正印を押してください。
※ 修正液・砂消し等は使用なさらぬでください。また、訂正印は、本申請書で使用したものに限りません。訂正印用の小型の印鑑は使用不可です。

13 在学している中学校等で記入・押印していただいでください。

7 確定申告書（写し）の場合（給与所得者以外）

和歌山 税務署長 受付日時 〇〇 受付番号 FA0026

31年 3月 1日 平成 30 年分の所得税の確定申告書B

住所 和歌山県小松原通1-1 氏名 修学 きい太郎

職業 同上 収入年額 5,050,000円

収入金額等

営業等	7,000,000円
不動産	0円
配当	0円
雑所得	0円
合計	7,000,000円

所得金額

営業等	7,000,000円
不動産	0円
配当	0円
雑所得	0円
合計	7,000,000円

《収入年額計算表》

確定申告書等の所得金額	収入年額計算式（税込）
～ 968,999 円	所得金額 + 650,000円
969,000 円 ～ 969,999 円	(所得金額 + 2,400円) ÷ 0.6
969,600 円 ～ 969,999 円	1,620,000円
970,000 円 ～ 971,199 円	(所得金額 + 2,000円) ÷ 0.6
971,200 円 ～ 971,999 円	1,622,000円
972,000 円 ～ 973,199 円	(所得金額 + 1,200円) ÷ 0.6
973,200 円 ～ 973,999 円	1,624,000円
974,000 円 ～ 976,399 円	(所得金額 + 400円) ÷ 0.6
976,400 円 ～ 976,799 円	1,628,000円
976,800 円 ～ 1,079,999 円	所得金額 ÷ 0.6
1,080,000 円 ～ 2,339,999 円	(所得金額 + 180,000円) ÷ 0.7
2,340,000 円 ～ 4,739,999 円	(所得金額 + 540,000円) ÷ 0.8
4,740,000 円 ～ 7,799,999 円	(所得金額 + 1,200,000円) ÷ 0.9

注) 1 上記計算式に基づき計算した後の金額が、収入金額以上の場合は、収入金額を収入年額とします。
2 1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨ててください。

電子申告の場合は税務署の受付印の代わりに受付日時及び受付番号が印字されていることが必要です。なお、印字されない場合は受信通知又は電子申請等証明書の写しを添付してください。詳しい取得方法については国税庁ホームページ「e-Tax」又は各税務署等で御確認ください。

「営業等」や「農業」等の給与所得以外の事業所得の「収入金額等」の値は申請書に記入しません。詳しくは、特設ページを御覧ください。※所得証明書に雑所得の記載があっても、収入金額が記載されていない場合は、別途、同年分の確定申告書の控え（写し）を提出してください。

8 源泉徴収票（原本）の場合

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払元 和歌山県和歌山市 小松原通1-1

氏名 修学 きい介

職名 修学 きい奈

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
給与・賞与	7,000,000円	4,500,000円	120,000円	330,000円

9 市町村発行の所得証明書（原本）の場合（様式は各市町村により異なります。）

平成31年度 市県民税 課税所得証明書

納税義務者 住所 和歌山県小松原通1-1 氏名 修学 きい子

（1）所得

平成30年合計所得	50,000円
給与収入額	500,000円
公的年金等収入額	0円
給与所得	50,000円
(以下余白)	円

（2）控除

控除額合計	450,000円
社会保険料	120,000円
基礎	330,000円
(以下余白)	円

（3）課税標準額

課税所得金額	0円
--------	----

参考：貸与基準額算定に用いる表（算定例・算定用計算用紙の①～⑩に対応）

※ は、8ページの基準額算定例で使用した箇所です。

添付した計算用紙で計算する場合は、申請者世帯に該当するものを選んで記入してください。

①世帯主の居住する市町村名・該当級地

※世帯主の居住する市町村が次のどの級地になるかを確認し、②④⑦⑨でも該当する級地の数値を選択・記入してください。

世帯主の居住する市町村	級地
和歌山市	2級地-1
海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市 紀美野町 高野町 湯浅町 美浜町 白浜町 那智勝浦町 太地町 串本町	3級地-1
上記（2級-1、3級-1）以外の市町村	3級地-2

②生活費（第1類）

年齢に対応する基準額（単位：円）

【2級地-1】

【3級地-1】

【3級地-2】

年齢	基準額	年齢	基準額	年齢	基準額
0～2	24,100	0～2	22,490	0～2	21,550
3～5	27,090	3～5	25,290	3～5	24,220
6～11	31,090	6～11	29,010	6～11	27,790
12～19	35,410	12～19	33,040	12～19	31,650
20～40	34,740	20～40	32,420	20～40	31,060
41～59	35,570	41～59	33,210	41～59	31,810
60～69	35,230	60～69	32,890	60～69	31,510
70歳以上	30,580	70歳以上	28,540	70歳以上	27,340

※年齢は申請時現在のものを選んでください。

③逓減率(世帯員数に応じた率)

世帯員数	率
1人	1.0000
2人	0.8850
3人	0.8350
4人	0.7675
5人	0.7140
6人	0.7010
7人	0.6865
8人	0.6745
9人以上	0.6645

④生活費（第2類）

世帯員数に対応する基準額（単位：円）

【2級地-1】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	36,880	45,360	53,480	55,690	59,370	62,700	65,280	67,850	70,440	+2580

【3級地-1】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	34,420	42,340	49,920	51,970	55,420	58,520	60,930	63,330	65,740	+2410

【3級地-2】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	32,970	40,550	47,810	49,780	53,090	56,050	58,350	60,670	62,970	+2300

⑤冬季加算額

【全級地共通】

世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	1人増
基準額	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620	4,910	5,120	5,280	5,450	+170

⑥教育扶助費（全級地共通）

子1人につき月額（単位：円）

学校別	基準額
小学校	2,880
中学校	5,040

※申請者本人は教育扶助費の対象外となります。

⑦住宅費

借家に居住している場合の月額（単位：円）

【2級地-1】 【3級地-1】 【3級地-2】

区分	基準額	区分	基準額
単身	34,000	単身	32,000
2人	41,000	2人	38,000
3～5人	44,000	3～5人	42,000
6人	48,000	6人	45,000
7人以上	53,000	7人以上	50,000

※2級地-1で世帯員数6人、家賃75,000円の場合は

1月あたりの家賃は上記基準額の48,000円となります。

（家賃が上記基準額以下の場合は家賃額となります）

※また、入居月数が1年以上の場合は12月で計算し、

1年に満たない場合はその月数で計算してください。

⑨その他の加算額

（単位：円）

【2級地-1】 【加算額（月額）】

		在宅	入院入所
障害	1,2級、A1,A2	24,470	21,890
	3級、B1	16,310	14,590
母子	子1人	21,200	18,990
	子2人	22,890	20,520
	子3人目から	+850	+750

【3級地-1】 【3級地-】 【加算額（月額）】

		在宅	入院入所
障害	1,2級、A1,A2	22,630	21,890
	3級、B1	15,090	14,590
母子	子1人	19,620	18,990
	子2人	21,200	20,520
	子3人目から	+780	+750

※母子加算は、16歳以上は「就学者」が対象となります。

※障害加算と母子加算を同時にはできません。金額の高い方のみ記入してください。

⑧基礎控除額表（月額）

それぞれの収入年額を12で割り、1月当たりの金額を算出し、右の表の収入金額別区分に当てはめて該当する金額を選び、⑨各種計算の基礎控除欄に記入してください。最も収入の多い人が「1人目」で、残りの人は「2人目以降」となります。なお、年金受給者の基礎控除はありません。

※記入例（本要項8ページのモデル世帯の場合）
父・・・5,050,000円÷12月＝420,833円 → 表の419,000～422,999円の区分なので、1人目の金額55,600円を選びます。

母・・・500,000円÷12月＝41,666.66・・・円 → 表の39,000～42,999円の区分なので、2人目以降の金額15,000円を選びます。

姉・・・700,000円÷12月＝58,333.33・・・円 → 表の55,000～58,999円の区分なので、2人目以降の金額16,320円を選びます。

祖父・・・年金受給者のため基礎控除はありません

よって、55,600円＋15,000円＋16,320円＝86,920円（8ページ⑨各種計算の基礎控除欄の額）となります。

（備考）収入金額が491,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算します。

収入金額別区分		1人目	2人目以降	収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0	～ 15,000	0～15,000	0～15,000	251,000	～ 254,999	38,800	32,980
15,001	～ 15,199	15,001～15,199	15,000	255,000	～ 258,999	39,200	33,320
15,200	～ 18,999	15,200	15,000	259,000	～ 262,999	39,600	33,660
19,000	～ 22,999	15,600	15,000	263,000	～ 266,999	40,000	34,000
23,000	～ 26,999	16,000	15,000	267,000	～ 270,999	40,400	34,340
27,000	～ 30,999	16,400	15,000	271,000	～ 274,999	40,800	34,680
31,000	～ 34,999	16,800	15,000	275,000	～ 278,999	41,200	35,020
35,000	～ 38,999	17,200	15,000	279,000	～ 282,999	41,600	35,360
39,000	～ 42,999	17,600	15,000	283,000	～ 286,999	42,000	35,700
43,000	～ 46,999	18,000	15,300	287,000	～ 290,999	42,400	36,040
47,000	～ 50,999	18,400	15,640	291,000	～ 294,999	42,800	36,380
51,000	～ 54,999	18,800	15,980	295,000	～ 298,999	43,200	36,720
55,000	～ 58,999	19,200	16,320	299,000	～ 302,999	43,600	37,060
59,000	～ 62,999	19,600	16,660	303,000	～ 306,999	44,000	37,400
63,000	～ 66,999	20,000	17,000	307,000	～ 310,999	44,400	37,740
67,000	～ 70,999	20,400	17,340	311,000	～ 314,999	44,800	38,080
71,000	～ 74,999	20,800	17,680	315,000	～ 318,999	45,200	38,420
75,000	～ 78,999	21,200	18,020	319,000	～ 322,999	45,600	38,760
79,000	～ 82,999	21,600	18,360	323,000	～ 326,999	46,000	39,100
83,000	～ 86,999	22,000	18,700	327,000	～ 330,999	46,400	39,440
87,000	～ 90,999	22,400	19,040	331,000	～ 334,999	46,800	39,780
91,000	～ 94,999	22,800	19,380	335,000	～ 338,999	47,200	40,120
95,000	～ 98,999	23,200	19,720	339,000	～ 342,999	47,600	40,460
99,000	～ 102,999	23,600	20,060	343,000	～ 346,999	48,000	40,800
103,000	～ 106,999	24,000	20,400	347,000	～ 350,999	48,400	41,140
107,000	～ 110,999	24,400	20,740	351,000	～ 354,999	48,800	41,480
111,000	～ 114,999	24,800	21,080	355,000	～ 358,999	49,200	41,820
115,000	～ 118,999	25,200	21,420	359,000	～ 362,999	49,600	42,160
119,000	～ 122,999	25,600	21,760	363,000	～ 366,999	50,000	42,500
123,000	～ 126,999	26,000	22,100	367,000	～ 370,999	50,400	42,840
127,000	～ 130,999	26,400	22,440	371,000	～ 374,999	50,800	43,180
131,000	～ 134,999	26,800	22,780	375,000	～ 378,999	51,200	43,520
135,000	～ 138,999	27,200	23,120	379,000	～ 382,999	51,600	43,860
139,000	～ 142,999	27,600	23,460	383,000	～ 386,999	52,000	44,200
143,000	～ 146,999	28,000	23,800	387,000	～ 390,999	52,400	44,540
147,000	～ 150,999	28,400	24,140	391,000	～ 394,999	52,800	44,880
151,000	～ 154,999	28,800	24,480	395,000	～ 398,999	53,200	45,220
155,000	～ 158,999	29,200	24,820	399,000	～ 402,999	53,600	45,560
159,000	～ 162,999	29,600	25,160	403,000	～ 406,999	54,000	45,900
163,000	～ 166,999	30,000	25,500	407,000	～ 410,999	54,400	46,240
167,000	～ 170,999	30,400	25,840	411,000	～ 414,999	54,800	46,580
171,000	～ 174,999	30,800	26,180	415,000	～ 418,999	55,200	46,920
175,000	～ 178,999	31,200	26,520	419,000	～ 422,999	55,600	47,260
179,000	～ 182,999	31,600	26,860	423,000	～ 426,999	56,000	47,600
183,000	～ 186,999	32,000	27,200	427,000	～ 430,999	56,400	47,940
187,000	～ 190,999	32,400	27,540	431,000	～ 434,999	56,800	48,280
191,000	～ 194,999	32,800	27,880	435,000	～ 438,999	57,200	48,620
195,000	～ 198,999	33,200	28,220	439,000	～ 442,999	57,600	48,960
199,000	～ 202,999	33,600	28,560	443,000	～ 446,999	58,000	49,300
203,000	～ 206,999	34,000	28,900	447,000	～ 450,999	58,400	49,640
207,000	～ 210,999	34,400	29,240	451,000	～ 454,999	58,800	49,980
211,000	～ 214,999	34,800	29,580	455,000	～ 458,999	59,200	50,320
215,000	～ 218,999	35,200	29,920	459,000	～ 462,999	59,600	50,660
219,000	～ 222,999	35,600	30,260	463,000	～ 466,999	60,000	51,000
223,000	～ 226,999	36,000	30,600	467,000	～ 470,999	60,400	51,340
227,000	～ 230,999	36,400	30,940	471,000	～ 474,999	60,800	51,680
231,000	～ 234,999	36,800	31,280	475,000	～ 478,999	61,200	52,020
235,000	～ 238,999	37,200	31,620	479,000	～ 482,999	61,600	52,360
239,000	～ 242,999	37,600	31,960	483,000	～ 486,999	62,000	52,700
243,000	～ 246,999	38,000	32,300	487,000	～ 490,999	62,400	53,040
247,000	～ 250,999	38,400	32,640	491,000	～	(※)	(※)



参考：修学奨励金貸与基準額算定用計算用紙（①～⑩の順に記入・計算）

※ は6～7ページの各表で選択したものを示しています。

モデル世帯： 本人(15歳)、父(43歳)、母(40歳)、姉(20歳)、弟(13歳)、祖父(75歳・障害あり)、賃貸

年 収： 父 5,050,000円 母 500,000円 姉 700,000円 祖父 600,000円

① 世帯主の居住する市町村名 和歌山市 該当級地 2級地-1

②生活費(第1類)

続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
本人	15	35,410	弟	13	35,410			円
父	43	35,570	祖父	75	30,580			円
母	40	34,740						円
姉	20	34,740						円
							基準額の合計	206,450 円

生活費(第1類)の合計 = 基準額の合計 206,450 × ③通減率 0.7010 = 144,721.45

生活費の総計 = 生活費(第1類)の合計 144,721.45 + ④生活費(第2類)の基準額 62,700
 = 207,421.45 → 1円未満を切り捨て、10円未満の端数を10円に切り上げてください。 → 207,430 × 12(月)
 = 2,489,160 (←これらの数値を(A)とします。)

⑤冬季加算

冬季加算額 4,910 円 × 5月 = 24,550 円…(B)

⑥教育扶助費

小学校	円 × 人 × 12月 =	円
中学校	5,040 円 × 1人 × 12月 =	60,480 円
教育扶助費計		60,480 円…(C)

⑦住宅費

家賃・間代 48,000 円 × 12月 = 576,000 円…(D)

⑧基礎控除

基礎控除額 86,920 円 × 12月 = 1,043,040 円…(E)

⑨その他の加算

母子加算	円 × 12月 =	円
障害者加算	24,470 円 × 12月 =	293,640 円
その他の加算計		293,640 円…(F)

⑩合算(これまで算出してきました(A)～(F)の数値を合算してください。)

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = 4,486,870 …(G)

➡ (G) 4,486,870 × 2 = 8,973,740 …貸与基準額

➡ 上記の貸与基準額が、世帯員全員の収入年額(貸与申請書おもて面のA+Bの数値) 6,850,000 を上回っている場合、貸与基準を満たしていることになります。



参考：修学奨励金貸与基準額算定用計算用紙（①～⑩の順に記入・計算）

- ※ この用紙を作成・提出する必要はありません。申請者世帯が貸与基準を満たしているかの確認用に利用してください。
- ※ この用紙に記入する場合は本要項の8ページの算定例を参考に、6～7ページの各表で申請者世帯にあてはまる数値を選択のうえ記入・計算してください。

① 世帯主の居住する市町村名 該当級地

②生活費(第1類)

続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
		円			円			円
		円			円			円
		円			円			円
		円			円	基準額の合計		円

生活費（第1類）の合計 = 基準額の合計 × ③通減率 =

生活費の総計 = 生活費（第1類）の合計 + ④生活費（第2類）の基準額
 = → 1円未満を切り捨て、10円未満の端数を10円に切り上げてください。 → × 12（月）
 = （←こちらの数値を（A）とします。）

⑤冬季加算

冬季加算額	円 × 5月 =	円…（B）
-------	----------	-------

⑥教育扶助費

小学校	円 × 人 × 12月 =	円
中学校	円 × 人 × 12月 =	円
教育扶助費計		円…（C）

⑦住宅費

家賃・間代	円 × 月 =	円…（D）
-------	---------	-------

⑧基礎控除

基礎控除額	円 × 12月 =	円…（E）
-------	-----------	-------

⑨その他の加算

母子加算	円 × 12月 =	円
障害者加算	円 × 12月 =	円
その他の加算計		円…（F）

⑩合算（これまで算出してきました（A）～（F）の数値を合算してください。）

(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = ……（G）

➡（G） × 2 = ……貸与基準額

➡上記の貸与基準額が、世帯員全員の収入年額（貸与申請書おもて面のA+Bの数値） を上回っている場合、貸与基準を満たしていることになります。